

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の
一部を改正する省令について

本日公布された理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第104号。以下「改正規則」という。）により、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）が改正され、本日から施行されることとなった。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

については、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

1 理容師・美容師養成施設における教員資格要件の見直し

理容師養成施設及び美容師養成施設における教員について、その適正な水準を確保しつつ、より幅広い人材を活用できるよう、これらの養成施設における教員資格要件を、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第41条に規定されている専修学校の専門課程における教員資格要件との均衡等も考慮し、今般、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則を以下のとおり改正する。

- (1) 理容師養成施設指定規則別表第3及び美容師養成施設指定規則別表第3を改正し、理容師養成課程における必修課目のうち「衛生管理」及び「理容保健」並びに美容師養成課程における必修課目のうち「衛生管理」及び「美容保健」の教員になることができる者として、保健師、助産師及び看護師を追加する。
- (2) 理容師養成施設指定規則別表第3により、理容師養成課程における「理容技術理論」及び「理容実習」の教員資格要件については、「理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの」又は「理容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者」とされていたところ、これを「理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄（「理容技術理論」

及び「理容実習」)の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したものに改める。

- (3) 美容師養成施設指定規則別表第3により、美容師養成課程における「美容技術理論」及び「美容実習」の教員資格要件については、「美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの」又は「美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者」とされていたところ、これを「美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄（「美容技術理論」及び「美容実習」)の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して4年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの」に改める。

2 理美容併設養成施設における同時授業の特例の見直し

設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設のそれぞれの生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることができる「同時授業」の仕組みは、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第159号。平成22年1月1日施行。）により設けられたものである。同令の附則第3条には、施行後5年を目途として見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする旨規定されている。

今般、当該規定に基づき、これまでの実施状況等を踏まえ、運営の安定化の観点から同時授業の要件を弾力化するため、理容師養成施設指定規則第4条の2において、理容師養成施設の前年及び前々年それぞれにおける入所者の数が15人未満である養成課程は同時授業を行うことができるとされていたところ、理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である養成課程は同時授業を行うことができるよう改める。

第2 経過措置

- 1 改正規則の施行の際、現に改正前の理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき「理容技術理論」及び「理容実習」の課目の教員として勤務していた者は、改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

また、改正規則の施行の際、現に理容師の免許を受けた後3年以上実務に従事した経験のある者であって、平成29年3月31日までの間において新理容規則別表第3に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容規則別表第3の規定にかかわらず、当分の間、「理容技術理論」及び「理容実習」の課目の教員となることができる。

- 2 改正規則の施行の際、現に改正前の美容師養成施設指定規則第4条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき「美容技術理論」及び「美容実習」の課目の教員として勤務していた者は、改正後の美容師養成施設指定規則（以下「新美理容規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

また、改正規則の施行の際、現に美容師の免許を受けた後3年以上実務に従事した経験のある者であって、平成29年3月31日までの間において新美容規則別表第3に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新美容規則別表第3の規定にかかわらず、当分の間、「美容技術理論」及び「美容実習」の課目の教員となることができる。

第3 運用上の留意事項等について

美容師養成施設及び美容師養成施設の指定や変更の届出の受理等に当たっては、改正規則の施行を踏まえ、教員資格の確認を十分行うようお願いする。